

マドリッド制度に関連する宣言

(参照：<https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/members/declarations>)

最終更新 2026 年 8 月 1 日

(a) 議定書第 5 条(2)(b) (拒絶通報期間の 18 月への延長)

アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、ベラルーシ、ベリーズ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、カーボベルデ、カンボジア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キプロス、デンマーク、エストニア、欧州連合（EU）、フィンランド、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ケニア、ラオス、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、アフリカ知的財産機関（OAPI）、オマーン、パキスタン、フィリピン、ポーランド、カタール、韓国、サモア、サンマリノ、シンガポール、スロバキア、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、トリニダードトバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウズベキスタン、ジンバブエ

(b) 第 17 規則(7) (拒絶通報への応答期限)

Details on time limits provided by specific Madrid System Members

<https://www.wipo.int/madrid/en/members/provisional-refusal-time-limits-to-respond.html>

(c) 議定書第 5 条(2)(c) (18 月の期限後の異議申し立てに基づく拒絶通報の可能性)

アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、ガンビア、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ケニア、リトアニア、マラウイ、マレーシア、モーリシャス、ニュージーランド、ノルウェー、アフリカ知的財産機関（OAPI）、パキスタン、フィリピン、カタール、韓国、サモア、シンガポール、スウェーデン、シリア、タイ、トリニダードトバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ジンバブエ

(d) 議定書第 8 条(7)(a) (個別手数料)

アフリカ知的財産機関（OAPI）、アンティグア・バーブーダ、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、ジャージー*¹、ガーンジー*¹、ベラルーシ、ベリーズ、ベネルクス*²、ボネール島、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、カーボベルデ、カンボジア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、キュラソー*³、デンマーク、エストニア、欧州連合（EU）、フィンランド、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ケニア、キルギスタン、ラオス、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、韓国、モルドバ、「シント・ユースタティウス島、サバ 島」*³、サモア、サンマリノ、シンガポール、シント・マールテン（オラン

ダ部分) *³、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、トリニダードトバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウズベキスタン、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ

*¹：宣言は、英国によりなされています。

*²：議定書第 9 条の 4 に基づくベルギー、ルクセンブルグ、オランダの共通の官庁

*³：宣言は、オランダによりなされています。

(e) 議定書第 9 条の 4（複数の締約国の共通の官庁）

ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ

(f) 協定第 14 条(2)(d)

なし

(g) 議定書第 14 条(5)（締約国の加盟する日前に生じた国際登録では、事後指定不可）

ブラジル、エストニア、インド、フィリピン

(h) 2001 年 10 月 4 日以前の第 7 規則(1)（本国官庁経由の事後指定の提出）

なし

(i) 第 7 規則(2)（標章の使用意思の宣誓）

ジャージー、ガーンジー、バリーズ、ブルネイ、カーボベルデ、インド、アイルランド、レソト、マラウイ、マレーシア、モザンビーク、ニュージーランド、パキスタン、シンガポール、トリニダードトバゴ、英国、米国

(j) 第 17 規則(5)(d)（官庁における全ての手続が完了していなくとも、拒絶に関する官庁の決定を国際事務局に通知）

ブラジル、チリ、ジョージア、アイスランド、イスラエル、ジャマイカ、スロバキア、スペイン、シリア

(k) 第 17 規則(5)(e)（官庁において職権審査における暫定拒絶通報の再審査なし）

中国、ガンビア、マダガスカル

(l) 第 20 規則の 2(6)(a)（国内法にライセンスの記録に関する規定がないため、国際登録におけるライセンスの記録は効力を有さない）

オーストラリア、ニュージーランド

(m) 第 20 規則の 2(6)(b)（国内法にライセンスの記録に関する規定があるが、国際登録におけるライセンスの記録は効力を有さない）

アフガニスタン、バリーズ、ブラジル、カンボジア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、ガンビア、ジョージア、グレナダ、インド、インドネシア、ジャマイカ、日本、キルギスタン、ラオス、マラウイ、マレーシア、モーリシャス、メキシ

コ、アフリカ知的財産機関（OAPI）、パキスタン、カタール、韓国、モルドバ、ロシア、サモア、シンガポール、タイ、アラブ首長国連邦

(n) 第 34 規則(2)(b)（国際事務局の代わりに料金を受領して国際事務局へ送金する官庁）

アルメニア、ベネルクス、中国、北朝鮮、アイルランド、ケニア、リヒテンシュタイン、アフリカ知的財産機関（OAPI）、ポルトガル、モルドバ、ロシア

(o) 第 34 規則(3)(a)（個別手数料の 2 段階徴収）

キューバ

(p) 第 27 規則の 2(6)（国内法に分割についての規定がないため、分割の申請を国際事務局に提出しない）

アンティグア・バーブーダ、バーレーン、ベリーズ、ブラジル、カーボベルデ、中国、キュラソー、フランス、ジョージア、グレナダ、インドネシア、リベリア、マダガスカル、メキシコ、カタール、サンマリノ、シント・マルテン（オランダ部分）、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦

(q) 第 27 規則の 3(2)(b)（国内法に併合についての規定がないため、併合の申請を国際事務局に提出しない）

アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベリーズ、ベネルクス、ブラジル、ブルガリア、カーボベルデ、チリ、中国、コロンビア、キュラソー、チェコ、エストニア、欧州連合（EU）、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、日本、リベリア、マダガスカル、メキシコ、パキスタン、ポーランド、カタール、韓国、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、シント・マルテン（オランダ部分）、スロバキア、スペイン、スウェーデン、シリア、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、米国、ベトナム

(r) 第 40 規則(6)（第 27 規則の 2(1)が国内法に適合しないため、適用しない）

オーストラリア、ドイツ、アイスランド、インド、アイルランド、日本、サモア、シリア、米国、ベトナム

(s) 第 40 規則(6)（第 27 規則の 3(2)(a)が国内法に適合しないため、適用しない）

キューバ、サモア

(t) 第 40 規則(8)（暫定的拒絶通報に対する最低応答期間が適用されない）

ベネルクス、ブルガリア、中国、コロンビア、キューバ、フランス、グルジア、インド、インドネシア、ケニア、モナコ、パキスタン、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、サントメ・プリンシペ、シリア、アラブ首長国連邦